

八戸市指定ごみ袋の品薄状況等に伴う 臨時措置の終了について

中東情勢の影響に伴い、5月下旬から指定の「燃やせるごみ用袋」が購入できない場合に市販の袋でごみ出しができる臨時措置を実施しているところですが、取扱店店頭での在庫が概ね回復しており、また市の保管倉庫での在庫についても十分に確保できている状況を踏まえ、**10月2日（金）をもって臨時措置を終了します。**

これにより、10月5日（月）以降は通常どおり指定ごみ袋でのごみ出しを再開しますのでご留意ください。

なお、今年度分の指定ごみ袋の保管倉庫への納品は予定どおり進んでいます。普段どおりのペースで購入していただければ、取扱店での品薄状況は生じないものと考えておりますので、**市民の皆様には、引き続き必要な分だけ購入するようお願いします。**

※収集日や時間、分別ルールなどに変更はありません。

1. 臨時措置期間

令和8年10月2日（金）収集分まで

2. 臨時措置期間終了後の留意事項等

- ・10月5日（月）以降に市販の袋（指定ごみ袋以外の袋）で出された「可燃ごみ」は原則として収集されませんので、十分にご留意ください。
- ・余った市販の袋については、毎週水曜日の資源物の収集日に「缶・びん・ペットボトル」や「古布」を出す際などにも使用できます。



ご理解とご協力を
お願いします

【お問い合わせ先】

環境政策課 資源リサイクルグループ

TEL：0178-43-9362（直通）